

島根県個人情報保護制度運用状況書（平成26年度）

1 個人情報の開示、訂正等及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

(単位：件)

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	11	16					11	16
松江地区県政情報コーナー								
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	4	31					4	31
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー								
益田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	4	4					4	4
小 計	20	52					20	52
警察情報公開センター	6	28					6	28
各警察署情報公開窓口	7	8					7	8
小 計	13	36					13	36
合 計	33	88					33	88

- 注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。
- 2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。
- 3 「公文書数」は、決定し、処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

(単位：件)

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合計
知事	45			45
政策企画局				
総務部	20			20
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	13			13
農林水産部	12			12
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会	7			7
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	36			36
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	88			88

- 注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。
 2 件数の合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 開示に伴う写しの交付内訳 (単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	30
	カラー	
用紙に印刷したもの		
印画紙に印画したもの		
録音カセットテープに複写したもの		
ビデオカセットテープに複写したもの		
フロッピーディスクに複写したもの		
光ディスクに複写したもの		
光磁気ディスクに複写したもの		

(4) 口頭による開示請求の実施状況 (単位：件)

個人情報	開示請求
94	1,114

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況 (単位：件)

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
30	54	1		1		2		88

- 注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。
 2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
 3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 非開示理由の内訳 (単位：件)

非開示理由	決定
第13条第1号	1
第2号	1
第3号	14
第4号	1
第5号	3
第6号	3
第7号	13
計	36

- 注 件数は、個人情報非開示決定通知書の「開示しない理由」欄並びに個人情報部分開示決定通知書の「開示しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(3) 訂正等請求の決定等の状況
 訂正等請求はありませんでした。

- 3 個人情報の利用停止請求の処理状況
利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての件数及び決定状況

区分	不服 申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示 請求	5 (繰越)					2	3	

- 注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。
2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。
3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度の実施状況 (単位：団体)

個人情報保護制度を実施している法人	20
-------------------	----

(2) 開示申出及び処理状況

開示申出のあった法人	開示申出	決定の内訳					その他
		開示	部分 開示	非開示	不存在	存否応 答拒否	
1	12	12					

- 注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。
2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。
3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。
4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。
5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出の状況 (単位：団体、件)

口頭による開示申出はありませんでした。

(4) 訂正等申出及び処理状況

訂正等申出はありませんでした。

(5) 利用停止申出及び処理状況

利用停止申出はありませんでした。

(6) 異議申出の状況

異議申出はありませんでした。